

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

株式会社秦野インクルージョン
代表取締役 沼田 謙治 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付で公告がありました下記の工事に係る制限付き一般競争入札参加資格の確認を、別添書類を添えて申請します。

なお、本書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工 事 名 :
2. 工事場所 :
3. 入札に参加する者に必要な資格に関する確認事項

確認内容	どちらかに○	
ア 神奈川県競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年規則第106号）第4条第1項に規定する入札参加資格を有することについて知事の認定を受けている者である 認定番号： 	はい	いいえ
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者又は同条第2項の規定に該当する者ではない	はい	いいえ
ウ 発注工種につき、有効な経営事項審査結果通知を受けている者である	はい	いいえ
エ 神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者ではない	はい	いいえ
オ 入札参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けている者ではない。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定を受けた後、アの入札参加資格の再認定を受けた者を除く。	はい	いいえ
カ 入札参加資格確認申請期限以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形又は不渡小切手を出している者でない。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定を受けた後、アの入札参加資格の再認定を受けた者を除く。	はい	いいえ

キ	債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令若しくは競売手続きの開始決定がなされている者ではない	はい	いいえ
ク	事業税又は消費税を滞納している者ではない	はい	いいえ
ケ	発注工種に係る建設業法26条に規定する技術者（監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者）を現場に配置できる者である	はい	いいえ
コ	入札金額の内訳書等を提出できる者である	はい	いいえ
サ	「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を神奈川県から受けた者は、神奈川県から改善確認通知を受けている	はい	いいえ
シ	社会保険等（健康保険・年金保険及び雇用保険）に加入している者である 適用事業所番号（健保・年金）： （雇用保険）： — —	はい	いいえ
ス	当社の代表取締役又は取締役若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族。以下「親族等」という。）が役員に就いている業者、取締役等若しくは親族等が議決権の過半数を有している業者など、当社の取締役等若しくは親族等が特別の利害関係を有している者ではない	はい	いいえ
セ	対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある者ではない	はい	いいえ



4. 別添資料

- ①配置予定技術者調書（当該工事の施工に必要な法令による資格等の写しを添付）
- ②役員等氏名一覧表
- ③暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと及び談合その他不正行為を行わない旨の誓約書
- ④神奈川県競争入札参加資格認定通知書の写し
- ⑤類似工事の実績を示すもの（様式自由）

以上

※別添資料の⑤は、過去に取引実績のある場合は不要

配置予定技術者調書

[工事名： _____]

商号又は名称 _____

配置予定技術者氏名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 免 許		資格の名称
		取得年月日
		免許番号等
工 事 経 験	工 事 名	
	発 注 機 関	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	受 注 形 態	単体／共同企業体 (出資比率 _____)

注 1 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。

2 受注形態は、該当しないものを抹消すること。

3 技術者の資格証等の写しを添付すること。

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在の役員及び過半数議決権を保有する株主

役職名	氏名(漢字)	氏名のカナ (半角)	生年月日 (大正T,昭和S,平成H) ※年月日は、それぞれ 二桁で記入	性別 M(男),F(女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、御社と特別の利害関係を有している者ではありません。

また、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



平成 年 月 日

株式会社秦野インクルージョン
代表取締役 沼田 謙治 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

**暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
に該当しないこと及び談合その他不正行為を行わない旨の誓約書**

当社（私）は、別記の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。
また、御社が誓約内容確認のため、神奈川県警察等に照会することについて承諾いたします。

記

- 1 当社（私）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団や暴力団と関係がある企業との契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入、不当要求に対しては、発注者や警察等の関係機関と協力の上その排除に努めます。さらに、暴力団から不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（110番通報等）するとともに、御社に報告します。
- 2 当社（私）は本誓約書の内容確認のため発注者から追加資料等を求められたときは、別に指定する期日まで提出いたします。また、内容確認のため、本誓約書並びに追加資料等を神奈川県警察等に提供することについて同意します。
- 3 競争入札又は見積において公正な執行を妨げません。また、公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合その他不正行為等をしません。
- 4 今後とも建設業法や独占禁止法等の関係法令を遵守し、社会から信用され、信頼される企業づくりに努めるとともに、発注者から受注した場合には、発注者の指導、要請等に誠実に対処します。
- 5 神奈川県警察等からの通報又は発注者からの照会に対する神奈川県警察等からの回答により、当社（私）が暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であることが確認された場合は、発注者が直ちに本契約を解除することに承認し、その他解除に伴う措置に従います。

別記

- 1 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に規定される、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。
- 2 「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定される暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）をいいます。
- 3 「これらの者と密接な関係を有する者」とは、暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。
 - (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
 - (2) 暴力団員を雇用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
 - (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
 - (7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結した者
- 4 「談合その他不正行為等」とは次に掲げる場合をいいます。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 受注者が、独占禁止法第66条に規定する審決（同法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (4) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (5) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- 5 「神奈川県警察等」とは、秦野警察署及び神奈川県警察本部をいいます。